

ODRG・クロスボーダー適用の論点に係る報告書（2014年3月）（概要）

I. クロスボーダー問題に対するアプローチを今後策定予定の分野

1. 支店及び保証付法人の取扱い

- 清算集中義務を中心に、支店及び保証付法人が行う取引に対する規制の重複・ギャップについて特定し、その解決策を検討。
- 支店及び保証付法人が行う取引に対して、代替的コンプライアンス措置及び同等性の適用及びより厳しい規制の適用について検討。

2. 電子取引基盤及び取引執行義務の実施

- 外国の電子取引基盤に登録が求められる状況について評価し、代替的コンプライアンス措置及び同等性の適用に対するアプローチについて検討。
- 各国の取引執行義務の実施時期やアプローチの相違について検討。

II. これまでの ODRG における合意事項を実施中の分野

1. 同等性及び代替的コンプライアンス措置

- ODRG メンバー間で合意した事項（規制の効果に着目した評価や国際原則等の十分な考慮等）について、実施中。

2. 清算集中義務の決定プロセス

- ODRG メンバー間で合意した事項（清算集中義務対象取引の決定過程で事前に各国に通知すること）について、実施中。また IOSCO でも各国の清算集中義務の対象取引を一覧性のある形で集めた中央情報ポータルを設置。

3. 非清算集中デリバティブ取引に係るリスク低減措置（マージン規制）

- ODRG は、BCBS-IOSCO が 2014 年に設置するモニタリンググループの作業と統合的な形で、国際原則の実施に当たってできる限り統合的なアプローチを追及するために、早期に意見交換を実施予定。

4. 取引情報蓄積機関（TR）が保有するデータへの当局アクセス

- TR が保有するデータへのアクセスについては、二国間で協議中であるが、データ共有の枠組みを実施する際の当局アクセスの問題について、現実的な解決策の策定に向けて引き続き議論予定。

III. 他の国際会議体や二国間での議論が適切として、ODRG がモニタリングしていく分野

1. 非清算集中デリバティブ取引に係るリスク低減措置（マージン規制以外）

- 現在 IOSCO が作業グループを設置している最中であり、ODRG メンバーも当該グループに参加予定。

2. 登録業者の帳簿記録への当局アクセス

- ODRG メンバーは現在二国間で MOU 等の交渉を行っている最中又は今後行う予定。

3. TR への報告に係る法的障害

- FSB の担当部会（ODWG）で法的障害の除去に向けた進捗について報告する予定であり、さらに、FSB では取引報告に関するピアレビューを今後併せて実施する予定。

IV. 二国間における進捗状況

- CFTC は、2014 年 2 月に EC の電子取引基盤に対して、ノーアクションレターを発出。
- CFTC は、2013 年 12 月に MAS と、2014 年 2 月に JFSA と、2014 年 3 月にカナダの当局と監督協力・情報共有に関する枠組みに合意。

V. 今後のスケジュール

- 2014 年 9 月 G20 財務相・中銀総裁会合に、各論点の議論の進捗状況を報告予定。
- 2014 年 11 月 G20 サミットに、支店及び保証付法人の取扱い、電子取引基盤及び取引執行義務の実施に関する解決策、またその他の論点については進捗状況を報告予定。